

電子入札システムの 「設計図書等に関する質問」に関するお願い

電子入札における「設計図書等に関する質問」において、
適正な入札執行を行うため、質問に当たっては以下の点にご留意ください。

I 質問は 電子入札システム上の「入札説明書・案件内容に
対する質問内容」欄に直接入力することを基本としてください。

II 質問に当たっては、電子ファイルをシステムに添付する方
法も可能です。この場合、発注者が様式を添付している場合
は、添付の電子ファイルを使用してください。

III 質問には、特定の企業名や個人名を記入しないでください。